

平成 21 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸
(コード：2766 東証マザーズ)
問合せ先 取締役常務執行役員 小田 耕太郎
(TEL. 03-3519-7250)

第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 9 月 25 日
(2) 新株予約権の総数	30 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	100 円
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	6,868 株
(5) 資 金 調 達 の 額	30 億円
(6) 行 使 価 額 (又は転換価額)	436,800 円
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法による (割当先：株式会社西島製作所、NTN株式会社、前田建設工業株式会社、三井造船株式会社)

2. 募集の目的及び理由

当社グループは現在、国内外において 23 ヶ所の風力発電所（合計出力 272,450kW）の運転を行っており、売電部門を中心に事業は順調に拡大しております。事業環境としては、国内におきましては温暖化防止に向けた CO2 排出量削減目標の設定、東京都の環境確保条例の改正、海外各国ではエネルギー源構成の見直しに基づく風力発電の大量導入が進むなど、当社グループの事業に追い風が吹いていると認識しております。

そうした中、当社連結子会社の二又風力開発株式会社では、世界初となる大容量蓄電池併設型風力発電所の開発に成功し、平成 20 年 5 月より実証運転を開始しております。

この発電所の蓄電制御技術は不規則な風力発電所からの電気出力を必要なタイミングで、必要な量だけ出力できるものであり、且つ、それを非常に高効率で行うものです。この技術によって、風力発電のみならず不規則な出力が宿命でもある太陽光発電を含む自然エネルギー一般の弱点が効果的に補正されることになるため、自然エネルギーの大量導入を図る内外の政府、企業から大きな注目を集めており、当社から一部企業向けに技術供与を開始しております。

また、この蓄電制御技術は所謂スマートグリッド分野においても注目されている技術であり、当社グループが優位性を持っていると判断し、当社グループのイオスエナジーマネジメント株式会社を通じ、この分野に既に参入致しております。

さらに国内の風力発電業界の寡占化が徐々に進行していく中、取り残される形となる風力発電所群のオペレーション&メンテナンス業務を中核とした運營業務一般を、10年近くに亘る当社グループの風力発電所運営で培った経験を基にして請負うことにより業界の健全なる発展に寄与しつつ収益機会を拡大することを、当社グループのイオスサービス株式会社にて加速していく所存です。

このような環境下、当社グループは①風力発電所建設の効率的な建設推進と運営、②蓄電制御技術やスマートグリッド関連技術の有効な利用方法の確立を目的とし、当社グループの企業価値の更なる向上を図るための投資を行っていくために、今回の第三者割当により発行される無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を決定致しました。

今回募集する無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先には、当社グループの戦略的パートナーを選定させていただいております。これらの引受先との協力関係の強化にも資するものであり、当社グループの企業価値向上に直接的にも間接的にも繋がるものと考えております。

転換社債型新株予約権付社債の発行は、将来の株式への転換による当社の財務基盤強化を期待するものですが、特に今回の資金調達においては、既存株主の利益に配慮しながら、市場環境や株価推移などに応じて緩やかに株式への転換を図ることができるとが、選択の理由として挙げられます。

また今回募集する無担保転換社債型新株予約権付社債は、当初転換価額設定後の転換価額修正条項はなく、いわゆるMSCBにはあたりません。転換価額の修正がないため、本件転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う株式希薄化が、当初想定よりも大きくなることはございません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本転換社債型新株予約権付社債の発行に際して必要となる諸費用概算額を差し引いた差引手取概算額は2,980,000,000円となります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による手取概算額2,980,000,000円については、当社グループの設備投資のための子会社への投融資資金に約2,500,000,000円充当する予定であります。

なお、当社グループの重要な設備の新設等の計画は、平成21年6月30日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 類別セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
江差風力開発(株)	東京都 港区	売電事業	風力発電設備	6,000,000	108,570	自己資金 及び借入金	平成21 年3月	平成22 年10月	19,500kW
胎内風力開発(株)	東京都 港区	売電事業	風力発電設備	8,000,000	4,032	自己資金 及び借入金	平成21 年3月	平成24 年1月	20,000kW
由良風力開発(株)	和歌山県 日高郡	売電事業	風力発電設備	3,000,000	52,562	自己資金 及び借入金	平成21 年8月	平成23 年8月	10,000kW

残額は、蓄電制御技術およびスマートグリッド関連技術の新技術投資に充当する予定であります。

(3) 資金の支出時期

上記資金の具体的な使途に対する資金の支出時期につきましては、子会社への投融資資金として平成21年

10月から平成21年12月頃を目途に各設備投資の進捗に応じて順次支払いを予定、新技術投資として平成21年11月から12月頃を目途に支払いを予定しております。なお、具体的な支出時期までの資金管理については、普通預金として預け入れする予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債による調達資金の手取概算額2,980,000,000円は前述の通り、当社グループの設備投資のための子会社に対する投融資および蓄電制御技術やスマートグリッド関連技術の新技術投資に充てたいします。これにより、当社グループが計画する風力発電所建設の円滑な進行に資し、また戦略分野への投資による強化は、当社グループの業績発展および企業価値の向上に繋がり、さらには株主価値を増大する為、合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価額（額面の100%）、転換価額、利率につきましては、株式への転換を考慮し当初転換価額を平成21年9月7日での株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に120%を乗じた額としており、新株予約権に内在する理論的な経済価値と、新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債の発行に際し、社債部分の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済価値とを、本件新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的、定性的に分析したうえで、市場金利やクレジットコスト、当社株式の流動性やボラティリティ等を総合的に勘案し、適正であると判断いたしました。

また当該発行価額は会社法第238条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しており、当社監査役会より払込金額を含む発行条件が特に有利な金額には該当しない旨の意見を取得しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成21年8月31日現在の当社発行済株式数は126,986株であり、本件新株予約権付社債の当初転換価額における潜在株式数は6,868株となりますので、当初転換価額において全株転換された場合には現在の発行済株式数に対して5.41%（潜在株式に係る議決権数6,868個についても、平成21年8月31日現在の当社議決権数126,986個の5.41%）の希薄化が生じます。しかし、本新株予約権付社債の発行による資金調達は、今後の風力発電事業の拡大のためには必須であり、当社グループの業績向上が促進されることで中長期的な企業価値向上が見込まれるものと判断しており、当該発行数量は合理的な水準と考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	株式会社西島製作所			
(2) 割 当 社 債 額 面	10 億円			
(3) 所 在 地	大阪府高槻市宮田町一丁目 1 番 8 号			
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 原田 耕太郎			
(5) 事 業 内 容	各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務			
(6) 資 本 金	1,592,775,030 円			
(7) 設 立 年 月 日	昭和 3 年 4 月 20 日			
(8) 発 行 済 株 式 数	29,889,079 株			
(9) 決 算 期	3 月 31 日			
(10) 従 業 員 数	816 名 (連結)			
(11) 主 要 取 引 先	国内官公庁、海外官公庁			
(12) 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行			
(13) 大株主及び持株比率	財団法人原田記念財団		9.0%	
	株式会社りそな銀行		4.2%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行		4.2%	
	株式会社三井住友銀行		4.2%	
	エスジーエスエスナントパイオニアファンズ (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)		3.9%	
(14) 当事会社間の関係				
	資 本 関 係	割当先が保有している当社の株式数 6,310 株		
	人 的 関 係	該当事項なし		
	取 引 関 係	発電所建設の発注者と請負者		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし		
(15) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
	連 結 純 資 産	27,943	26,030	24,006
	連 結 総 資 産	65,581	62,076	62,132
	1 株当たり連結純資産(円)	1,084.65	1,010.45	931.13
	連 結 売 上 高	36,404	47,272	45,692
	連 結 営 業 利 益	852	2,643	2,761
	連 結 経 常 利 益	1,245	2,566	3,410
	連 結 当 期 純 利 益	635	1,410	1,990
	1 株当たり連結当期純利益(円)	24.65	54.77	77.32
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	13.00	15.00	17.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 1. 資本金の額、発行済株式数、大株主及び資本関係の欄は、平成 21 年 3 月 31 日現在におけるものであります。

2. 取引関係者の欄は、平成 21 年 3 月期におけるものであります。

(1) 名 称	NTN株式会社		
(2) 割当社債額面	10億円		
(3) 所在地	大阪府大阪市西区京町堀一丁目3番17号		
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森 博嗣		
(5) 事業内容	軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の製造及び販売		
(6) 資本金	42,339,805,880円		
(7) 設立年月日	昭和9年3月19日		
(8) 発行済株式数	470,463,527株		
(9) 決算期	3月31日		
(10) 従業員数	20,679名(連結)		
(11) 主要取引先	本田技研工業、日産自動車、小松製作所、CATERPILLAR		
(12) 主要取引銀行	三菱東京UFJ銀行、農林中央金庫、百五銀行		
(13) 大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.83%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.53%	
	第一生命保険相互会社	4.94%	
	明治安田生命保険相互会社	4.77%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	4.60%	
(14) 当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
(15) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成19年3月期	平成20年3月期
		平成21年3月期	
連結純資産		215,815	216,399
連結総資産		611,944	629,464
1株当たり連結純資産(円)		445.61	445.98
連結売上高		483,817	533,984
連結営業利益		46,792	49,611
連結経常利益		42,210	43,231
連結当期純利益		27,014	27,431
1株当たり連結当期純利益(円)		58.34	58.43
1株当たり配当金(円)		16.00	19.00
			13.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式数、大株主及び資本関係の欄は、平成21年3月31日現在におけるものであります。
2. 取引関係者の欄は、平成21年3月期におけるものであります。

(1) 名 称	前田建設工業株式会社		
(2) 割当社債額面	5億円		
(3) 所在地	東京都千代田区富士見二丁目10番26号		
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小原 好一		
(5) 事業内容	総合建設業		
(6) 資本金	23,454,968,254円		
(7) 設立年月日	昭和21年11月6日		
(8) 発行済株式数	185,213,602株		
(9) 決算期	3月31日		
(10) 従業員数	3,790名(連結)		
(11) 主要取引先	国交省、電力各社他		
(12) 主要取引銀行	みずほコーポレート銀行、三井住友銀行		
(13) 大株主及び持株比率	光が丘興産株式会社	13.13%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.11%	
	前田道路株式会社	4.27%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3.67%	
	前田建設工業社員持株会	2.86%	
(14) 当事会社間の関係			
	資本関係	割当先が保有している当社の株式数 3,240株	
	人的関係	該当事項なし	
	取引関係	発電所建設の発注者と請負者	
	関連当事者への該当状況	該当事項なし	
(15) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成19年3月期	平成20年3月期
		平成21年3月期	
連結純資産		196,394	134,484
連結総資産		552,927	453,130
1株当たり連結純資産(円)		1,076.71	730.40
連結売上高		478,030	477,475
連結営業利益		2,070	△4,372
連結経常利益		1,980	△2,311
連結当期純利益		△633	△45,806
1株当たり連結当期純利益(円)		△3.73	△258.73
1株当たり配当金(円)		7.00	7.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 1. 資本金の額、発行済株式数、大株主及び資本関係の欄は、平成21年3月31日現在におけるものであります。

2. 取引関係者の欄は、平成21年3月期におけるものであります。

(1) 名 称	三井造船株式会社		
(2) 割当社債額面	5億円		
(3) 所在地	東京都中央区築地五丁目6番4号		
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 加藤 泰彦		
(5) 事業内容	船舶、鉄構建設、機械、プラント、情報通信、その他製品の設計、製造、エンジニアリング、建設、据付、販売、修理および保守		
(6) 資本金	44,384,954,321円		
(7) 設立年月日	昭和12年7月31日		
(8) 発行済株式数	830,987,176株		
(9) 決算期	3月31日		
(10) 従業員数	10,324名(連結)		
(11) 主要取引先	三井物産、今治造船、佐世保重工、各官公庁他		
(12) 主要取引銀行	三井住友銀行、みずほコーポレート銀行、中央三井信託銀行		
(13) 大株主及び持株比率	三井物産株式会社	5.16%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3.77%	
	株式会社百十四銀行	3.40%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.25%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)	2.80%	
(14) 当会社間関係			
資本関係	割当先が保有している当社の株式数 2,000株		
人的関係	該当事項なし		
取引関係	発電所建設の発注者と請負者		
関連当事者への該当状況	該当事項なし		
(15) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結純資産	165,824	175,642	160,744
連結総資産	703,436	711,545	739,302
1株当たり連結純資産(円)	171.07	182.60	169.59
連結売上高	622,800	659,215	686,655
連結営業利益	20,712	36,118	26,854
連結経常利益	18,614	32,232	23,415
連結当期純利益	19,416	16,560	10,641
1株当たり連結当期純利益(円)	23.42	19.98	12.84
1株当たり配当金(円)	3.50	4.00	4.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. 資本金の額、発行済株式数、及び大株主の欄は、平成21年3月31日現在におけるものであります。
2. 資本関係の欄は、平成21年6月30日現在におけるものであります。
3. 取引関係者の欄は、平成21年3月期におけるものであります。

(2) 割当先を選定した理由

□ 株式会社西島製作所

当社は当社グループの風力発電所の開発、建設、運営において、従来から株式会社西島製作所との協力関係にあり、平成19年11月に実施いたしました第三者割当による株式発行の際にも割当先を選定しております。当社と株式会社西島製作所は、従来からの風力発電事業での協力関係の強化に加え、風力発電所の効率的なオペレーション&メンテナンス業務に関して高いレベルで情報の共有、風力以外の自然エネルギー発電事業の研究開発、また当社グループで新規に手掛けておりますデマンドコントロールを中心としたエネルギーマネジメント事業等についても、協力して推進していくことを確認しております。将来にわたる戦略的パートナーとして、割当先として適当であると判断いたしました。

□ NTN株式会社

NTN株式会社は、風力発電機に使用されているベアリングの製造でトップクラスのシェアを保有しております。当社グループは風力発電機の豊富な運用実績に基づく知見を提供し、NTN株式会社のよりよい製品開発に役立て、また当社グループで将来使用する風力発電機の性能向上に寄与し、且つ、当社グループで行うオペレーション&メンテナンス業務においても相互の情報交換により一層の効率化が図れるものと期待しております。将来にわたる戦略的パートナーとなることを確認しており、割当先として適当であると判断いたしました。

□ 前田建設工業株式会社

当社は当社グループの風力発電所の開発、建設、運営において、従来から前田建設工業株式会社との協力関係にあり、平成19年11月に実施いたしました第三者割当による株式発行の際にも割当先を選定しております。当社と前田建設工業株式会社は、従来からの風力発電事業での協力関係の強化に加え、より効率的な風力発電所建設及び改変のあり方などを共同で研究していく方針を確認しております。将来にわたる戦略的パートナーとして、割当先として適当であると判断いたしました。

□ 三井造船株式会社

当社は当社グループの風力発電所の開発、建設、運営において、従来から三井造船株式会社との協力関係にあり、平成19年11月に実施いたしました第三者割当による株式発行の際にも割当先を選定しております。当社と三井造船株式会社は、従来からの風力発電事業での協力関係の強化に加え、風力以外の自然エネルギー発電事業の研究開発においても協力していく方針を確認しております。将来にわたる戦略的パートナーとして、割当先として適当であると判断いたしました。

(3) 割当先の保有方針

今回の割当先各社は、いずれも戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。

従って、割当先各社は株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先はいずれも東京証券取引所の上場企業であり、直近の財務諸表における売上高、当期利益、純資産額等から支払余力は十分にあると考えております。また、いずれの割当先からも払込みに際して必要な資金を確保している旨の報告を受けております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 21 年 3 月 31 日現在）		募 集 後 （今回の新株予約権が全て行使された場合）	
塚脇 正幸	13.00%	塚脇 正幸	12.34%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9.36%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.88%
株式会社西島製作所	4.97%	株式会社西島製作所	6.43%
出光興産株式会社	4.73%	出光興産株式会社	4.48%
日興シテイ信託銀行株式会社（信託口）	3.71%	日興シテイ信託銀行株式会社（信託口）	3.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.36%	前田建設工業株式会社	3.27%
ゴールドマン・サックス・インターナショナル（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	3.17%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3.19%
エイチエスピーシー ファンド サービスィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッド（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	3.09%	ゴールドマン・サックス・インターナショナル（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	3.01%
東京中小企業投資育成株式会社	3.00%	エイチエスピーシー ファンド サービスィズ スパークス アセット マネジメント コーポレイテッド（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	2.93%
株式会社日本製鋼所	2.62%	東京中小企業投資育成株式会社	2.85%

（注）1. 募集後の大株主及び持株比率は、当社の平成 21 年 3 月 31 日現在の発行済株式数（126,832 株）と株主一覧を基に作成しております。

8. 今後の見通し

今回の第三者割当による新株予約権付社債の発行による当社業績への影響は今後判明次第開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結売上高	8,094百万円	10,522百万円	7,198百万円
連結営業利益	774百万円	1,657百万円	2,966百万円
連結経常利益	535百万円	1,109百万円	2,201百万円
連結当期純利益	255百万円	656百万円	831百万円
1株当たり連結当期純利益	2,614.74円	6,403.68円	6,798.50円
1株当たり配当金	1,500円	1,800円	2,000円
1株当たり連結純資産	76,359.49円	97,337.16円	128,119.74円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	126,986株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,602株	2.05%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	220,000円	300,000円	434,000円
高値	307,000円	529,000円	480,000円
安値	164,000円	185,000円	132,600円
終値	292,000円	424,000円	265,600円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	273,100円	270,500円	287,000円	380,000円	426,000円	403,000円
高値	280,000円	306,000円	380,000円	457,000円	473,000円	425,000円
安値	221,200円	249,600円	283,200円	347,000円	356,000円	357,000円
終値	265,600円	287,000円	377,000円	428,000円	404,000円	357,000円

③ 発行決議日における株価

	平成21年9月7日
始値	366,000円
高値	367,000円
安値	361,000円
終値	364,000円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成19年11月30日
調達資金の額	2,793,570,000円(差引手取概算額)
発行価額	223,000円
募集時における発行済株式数	98,225株
当該募集による発行株式数	12,590株
募集後における発行済株式総数	110,815株
割当先	出光興産株式会社、前田建設工業株式会社、株式会社西島製作所、株式会社日本製鋼所、三井造船株式会社
発行時における当初の資金用途	二又風力開発株式会社で建設中の蓄電池併設型風力発電所の設備資金に全額充当
発行時における支出予定時期	平成19年11月以降
現時点における充当状況	上記設備投資の一部として、平成19年12月に上記調達資金の全額を支払い充当いたしました

・公募増資

発行期日	平成21年7月14日
調達資金の額	4,718,073,100円(差引手取概算額)
発行価額	307,100円
募集時における発行済株式数	111,213株
当該募集による発行株式数	15,461株
募集後における発行済株式総数	126,674株
発行時における当初の資金用途	子会社の設備投資資金に3,300,000,000円、残額を子会社への投融資資金に充当
発行時における支出予定時期	平成20年8月以降
現時点における充当状況	子会社の設備投資の一部として、平成20年9月に3,300百万円を支払い充当いたしました。また、平成20年9月から平成21年4月までに残額を子会社への投融資資金に充当し、子会社による設備投資に充当されました

以上

(別紙)

日本風力開発株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

1. 社債の名称 日本風力開発株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金3,000,000,000円
3. 各社債の金額 金1億円の1種
4. 各社債の払込金額 額面100円につき金100円
5. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 年1.0%
8. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
9. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
10. 申込期間 平成21年9月24日
11. 社債の払込期日 平成21年9月25日
12. 新株予約権の割当日 平成21年9月25日
13. 募集の方法 第三者割当の方法による。
割当先と割当金額は以下の通りである。

(割当先)	(割当金額)
株式会社西島製作所	1,000,000,000円
NTN株式会社	1,000,000,000円
前田建設工業株式会社	500,000,000円
三井造船株式会社	500,000,000円
14. 償還の方法及び期限
 - (1) 満期償還 本社債は、平成26年9月25日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) 繰上償還
 - ① 組織再編行為による繰上償還
 - (イ) 組織再編行為(以下に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場合は取締役会)で承認された場合(かかる承認の日を以下「組織再編行為承認日」という。)において、組織再編行為承認日までに、承継会社等(以下に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所におけ

る上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を当社が本新株予約権付社債の社債権者に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、15 日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還期日（当該組織再編行為の効力発生日又はそれ以前の日とする。）に本社債の総額を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。

- (ロ) 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割又は新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称するという。
- (ハ) 「承継会社等」とは、次の(i)乃至(vi)に定める株式会社を総称するという。
 - (i) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (ii) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (iii) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (iv) 株式交換
株式交換完全親株式会社
 - (v) 株式移転
株式移転設立完全親株式会社
 - (vi) 上記(i)乃至(v)以外の日本法上の会社組織再編手続
本社債に基づく当社の義務を引き受ける会社
- (ニ) 当社は、本①に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消すことはできない。

② 公開買付による繰上償還

- (イ) (i) 当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ii) 当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は認容し（ただし、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ (iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から 15 日以内に本新株予約権付社債の社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還期日（かかる償還期日は、当該通知の日から 15 日目以降 45 日目までのいずれかの日とする。）に本社債の総額を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還する。
- (ロ) 上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本②の規定は適用されない。ただし、当該取得日から 60 日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる 60 日間の末日から 15 日以内に本新株予約権付社債の社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還期日（かかる償還期日は、当該通知の日か

ら15日目以降45日目までのいずれかの日とする。)に本社債の総額を額面100円につき金100円で繰上償還する。

- (ハ) 当社が本号①及び本②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号①の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本②(イ)に基づく通知が行われた場合には、本②の手続が適用される。
- (ニ) 当社は、本②に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

15. 利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(第14項第(2)号の規定により本社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成22年3月31日を第1回目の利息を支払うべき日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。本社債の利息が支払われるべき日(償還期日を含む。)を「利息支払期日」という。
- (2) 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 払込期日の翌日から平成22年3月31日までの利息は、1か年の日割りをもってこれを計算する。
- (4) 平成26年4月1日から平成26年9月25日までの利息及び半年に満たない期間に係る利息は、その半年の日割りをもってこれを計算する。
- (5) 償還期日後は利息をつけない。
- (6) 第1回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、利息をつけない。
- (7) 第1回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。

16. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使の時に於いて有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、平成21年10月16日から平成26年9月4日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも本新株予約権を行使することができる。ただし、(i)組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合(本項第(11)号に定めるところにより、承継会社等の新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する場合に限る。)は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間、(ii)第14項第(2)号①又は②に定めるところにより、平成26年9月25日以前に本社債が繰上償還される場合には、当社が同号に定める繰上償還の通知を行った日(ただし、当該通知が、当該通知において指定された償還期日に先立つ22日目以前に行われた場合には、当該償還期日に先立つ21日目)以降、(iii)(i)に記載の繰上償還の通知を行った場合を除き、各利息支払期日に先立つ21日目から当該利息支払期日までの期間、及び(iv)毎年6月30日及び12月31日に先立つ5銀行営業日目から当該日までの各期間は、本新株予約権を行使することはできない。上記(i)の場合には、当社は、必要な事項をあらかじめ本社債権者に

通知する。

(5) 本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債の社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(6) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

① 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債の社債部分を出資するものとする。

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(8) 転換価額

転換価額は、当初 436,800 円とする。ただし、本項第(9)号に定めるところに従い調整されることがある。

(9) 転換価額の調整

① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{発行・} & & \text{1株あたりの発行} \\ & & & \text{処分株式数} & \times & \text{又は処分価額} \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & + & & \\ & & & & \text{時価} & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}} & \end{array}$$

② 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株主に対し、本号③(ハ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を割当てる場合

調整後の転換価額は、当該割当てを受ける権利を与える株主を定めるための基準日（以下「割当株主決定基準日」という。）の翌日以降これを適用する。

(ハ) 当社普通株式の株主に対し、権利行使することにより本号③(ハ)に定める時価を下回る払込金額で当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券又は権利（時価を下回る条件の取得条項又は取得請求権が付された証券又は権利を含む。以下同じ。）を割当てる場合

調整後の転換価額は、割当株主決定基準日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 本②(ロ)に該当する場合のほか、本号③(ハ)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を割当てる者を募集する場合

調整後の転換価額は、当該普通株式の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、これを適用する。

(ホ) 本②(ハ)に該当する場合のほか、権利行使することにより本号③(ハ)に定める時価を下回る払込金額で当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付

社債に付されたものを含む。) その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券又は権利を割当てを募集する場合

調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、これを適用する。

- (ハ) 本②(イ)乃至(ホ)の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本②(イ)乃至(ホ)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株式の交付方法については本項第(15)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right] \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ト) 本②(ハ)及び(ホ)の場合における転換価額の調整は、発行される証券(権利)又は新株予約権の全てが当初の条件で取得され又は行使されたものとみなして、本号①に定める転換価額調整式を準用して行う。
- (チ) 本②(ハ)、(ホ)及び(ト)の規定にかかわらず、本②(ハ)及び(ホ)に定める証券(権利)又は新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)又は新株予約権について、当該証券(権利)又は新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使が可能となった日において取得の請求、取得条項による取得又は当該証券(権利)若しくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該日の翌日以降これを適用する。
- (リ) 本②(ニ)及び(ホ)の規定にかかわらず、当社が、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランに基づき、当社の従業員又は役員に対して本②(ニ)又は(ホ)に定める募集を行う場合は、転換価額の調整を行わない。
- ③ 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。
- (イ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (ロ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本号②(ハ)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (ニ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、そ

れ以外の場合、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本号②又は本号④に基づき発行・処分株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ発行・処分されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

- (ホ) 転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、会社法第445条第1項に定める払込み又は給付をした財産の額とする。
- ④ 当社は、本号②に掲げた事由によるほか、次のいずれかに該当する場合は、必要な転換価額の調整を行う。
- (イ) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき
 - (ロ) 本号④(イ)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき
 - (ハ) 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき
 - (ニ) 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき
 - (ホ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき
- ⑤ 本号①乃至④に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編行為を行う場合は、第14項第(2)号①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号①乃至⑦の内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権付社債の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する承継会社等の承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本社債に付された本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- ③ 承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数
当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債（承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。）の転換価額を定め、本項第(3)号に準じて決定する。なお、当該組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(9)号に準じた調整を行う。
 - ④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
 - ⑤ 承継新株予約権の行使期間
組織再編行為の効力発生日又は当社が本項第(4)号ただし書に定める期間を指定した場合の当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日から、本項第(4)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、承継新株予約権の行使期間中、承継新株予約権を行使できない期間については、本項第(4)号に準じて決定する。
 - ⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項
本項第(5)号及び第(6)号に準じて決定する。
 - ⑦ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本項第(10)号に準じて決定する。
- (12) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
 - (13) ① 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨の社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
② 行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求に要する書類を、本項第(15)号の振替機関又は口座管理機関に対し行使請求受付場所への取次ぎを委託して提出しなければならない。
③ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
 - (14) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(13)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。
 - (15) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 - (16) 会社法その他法令の改正等により本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

17. 担保提供制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために担保権を設定する場合は、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定しなければならない。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定義される新株予約権付社債であって、その社債部分を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。当社が、本社債のために担保権を設定する場合、当社は、直ちに登記その

他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第 4 項の規定に準じて公告する。

18. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が第 15 項の規定に違背し、5 銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が第 17 項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対して差押、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売（公売を含む。）の申立てを受け、又は滞納処分としての差押がなされたとき。

19. 元利金支払事務取扱者（元利金支払場所）

株式会社三井住友銀行 本店

20. 財務代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
- (2) 本社債にかかる社債原簿管理人は、財務代理人が行う。
- (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

21. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本新株予約権付社債の社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも 2 週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要する。

25. 上場申請の有無

なし

26. 資金使途

今回の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による手取概算額 2,980,000,000 円については、当社グループの設備投資のための子会社への投融資資金に約 2,500,000,000 円充当する予定である。残額は、蓄電制御技術およびスマートグリッド関連技術の新技术投資に充当する予定である。

27. 本新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年 1.0%）及び払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

28. 関係書類の作成等の承認

本取締役会に提出された本新株予約権付社債の募集のための有価証券届出書案を承認し、これと大要同一の有価証券届出書（その訂正届出書（必要があれば）を含む。）を当社の代表取締役が作成し、関係当局等に提出することを承認する。

29. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。

30. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上